

ユーキャンの第3種冷凍機械責任者 合格テキスト&問題集 第2版
法改正等に伴う変更のお知らせ

この度は、弊社書籍をお買い求めいただきまして、誠にありがとうございます。

本書の記述内容について、法改正等に伴い、以下のような変更がございますので、お知らせいたします。

なお、発刊年月日により対象となる変更箇所が異なる場合がございますので、お手元の書籍の奥付で発行年月日をご確認のうえ、変更していただきますようお願いいたします。

- 「第2版 第1刷（2023年5月19日）」、「第2版 第2刷（2024年5月1日）」、「第2版 第3刷（2024年10月1日）」、「第2版 第4刷（2025年9月1日）」をお持ちの方

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日
		冷規第9条2号の規定は、法令改正（2025年4月18日施行）により「時点や回数を限定した現行規定の見直しを行う」として、「1日1回以上」の文言が削除されました。 上記改正による本書の記述内容の変更の詳細は、以下をご確認ください。		
P.294	冷規9条／2号／条文／2行目	高圧ガスの製造は、製造する高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ、 <u>1日に1回以上</u> 当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し～	高圧ガスの製造は、製造する高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ、当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し～	2025.10.3
P.296	本文／(3) 異常の有無の点検／2～10行目	～の態様に応じて、 <u>1日に1回以上</u> 、その製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し、～（中略）～。この基準については例外が定められていないので、自動制御装置を設けて自動運転を行っている製造設備であっても、異常の有無の点検は <u>1日1回以上です</u> （特に認定指定設備については自動制御装置を設けることとされていますが、こうした認定指定設備の部分の点検についても <u>1か月に1回でよいなど</u> ということはありません）。	～の態様に応じて、その製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し、～（中略）～。この基準については例外が定められていないので、自動制御装置を設けて自動運転を行っている製造設備であっても、異常の有無の点検は <u>行わなければなりません</u> （特に認定指定設備については自動制御装置を設けることとされていますが、こうした認定指定設備の部分の点検についても <u>点検を省略することはできません</u> ）。	2025.10.3
P.296	1つめの要点／2行目	～態様に応じ、 <u>1日に1回以上</u> その製造設備の属する製造施設の～	～態様に応じ、その製造設備の属する製造施設の～	2025.10.3
P.298	確認テスト／問題3／2行目	～に応じ、 <u>1日に1回以上</u> その製造設備の属する製造施設の異常の～	～に応じ、その製造設備の属する製造施設の異常の～	2025.10.3
P.298	確認テスト／解答・解説4	冷規9条2号には例外が定められていないので、自動制御装置が設けられた認定指定設備の部分についても、異常の有無の点検は <u>1日1回以上行う必要がある</u> 。「1か月に1回、異常の有無の点検を行えばよい」というのは誤り。	冷規9条2号には例外が定められていないので、自動制御装置が設けられた認定指定設備の部分についても、異常の有無の点検 <u>を行う必要があるが、点検の回数を限定した規定はない</u> ので、「1か月に1回、異常の有無の点検を行えばよい」というのは誤り。	2025.10.3

該当頁	該当箇所	変更前	変更後	変更日
P.315	問19／肢口／2行目	～、 <u>1日に1回以上</u> その製造設備が属する製造施設の異常の有無を点検し、	～、その製造設備が属する製造施設の異常の有無を点検し、	2025.10.3
P.333	問19／肢ハ	高圧ガスの製造は、 <u>1日に1回以上</u> その製造設備が属する～（中略）～製造設備については、異常の有無の点検を <u>1か月に1回</u> とすることができます。	高圧ガスの製造は、その製造設備が属する～（中略）～製造設備については、異常の有無の点検を <u>省略</u> することができます。	2025.10.3
別冊 P.32	LESSON15「製造の方 法に係る技術上の基 準」／2つ目の要点 ／2行目	～ <u>1日に1回以上</u> その製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し、	～その製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し、	2025.10.3
別冊 P.50	問19の解説／肢ハ	前半の記述は正しいが、異常の有無の点検を <u>1日に1回以上</u> と定められており、例外は認められていない（冷規9条2号）。自動制御装置を設けている設備について「 <u>1か月に1回</u> とすることができます」というのは誤り。	前半の記述は正しいが、異常の有無の点検には例外は認められていない（冷規9条2号）。自動制御装置を設けている設備についても異常の有無の点検を行う必要があり、これを「 <u>省略</u> することができる」というのは誤り。	2025.10.3